

司法試験予備試験における国際関係法（公法系）について

令和3年11月4日 司法試験委員会決定

司法試験の国際関係法（公法系）に関し、別添のとおりとされていることを踏まえ、司法試験予備試験の国際関係法（公法系）においても同様であることを確認するものとする。

(別添)

新司法試験における国際関係法（公法系）について

平成22年7月14日司法試験委員会決定

新司法試験における国際関係法（公法系）については、「平成18年から実施される司法試験における論文式による筆記試験の科目（専門的な法律の分野に関する科目）の選定について（答申）」（平成16年8月2日司法試験委員会）において、「なお、ここでいう国際関係法（公法系）は、国際法（国際公法）、国際人権法及び国際経済法を（中略）対象とするものである。」とされていたところであるが、平成23年新司法試験からは、国際法（国際公法）を対象とするものとする。